

○議長 赤嶺奈津江さん ただいまから令和7年第3回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元の会議システムに配付してありますので、ご確認ください。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 大城雅史議員、7番 岡崎 晋議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月3日までの24日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって会期は、本日から10月3日までの24日間と決定しました。なお、会期中の会議予定につきましても、お手元の会議システムに会期日程表を配布してありますので、ご確認ください。

日程第3. 議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 議長諸般の報告を行います。令和7年6月定例会後から本日までの諸般の報告を事業名、日時、開催場所を日付順に記載しておりますので、各自お目通しください。

各種関係機関の事業や研修等への参加は、20件ございました。

また、先月8月29日から9月3日までの間、沖縄ハワイ移民125周年記念事業に参加させていただきました。ハワイでは、町人会をはじめ県人会、ハワイ州の方々から大変な歓迎を受けました。

出張で留守中の公務対応につきましては、議員並びに執行部の皆様には、大変お世話になり感謝申し上げます。

次に、お手元に配付した本日までに受理した、陳情

第10号から第12号までの3件は、各常任委員会へ付託しましたので、ご報告いたします。

また、例年、同様な趣旨をもって要請された陳情第10号 県産品の優先使用について（要請）及び陳情第11号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）については、委員会付託を省略し、本会議で審議、採決する旨、議会運営委員会で決定しましたので、後刻、議題といたします。

それぞれの陳情の内容等については、議員各位でご一読くださるようお願いいたします。

次に、南部水道企業団、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合の一部事務組合等から議会の報告が提出されております。

また、町監査委員から、5月・6月・7月の例月現金出納検査の結果報告について、提出されておりますので、各自お目通しください。

最後に、町長より令和6年第3回から令和7年第2回定例会までにおける留意事項等の措置状況報告も提出されておりますので、議員各位で、ご一読くださるようお願いいたします。

以上をもって、議長諸般の報告といたします。

日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。町長に代わりまして、町政一般報告を行います。

はじめに総務部総務課関係について申し上げます。

6月13日に町内自主防災組織の支援と町民の防災意識向上を目的として、自主防災組織講演会を総合保健福祉防災センターホールにて開催しました。当日は、各字区長や民生委員をはじめ、約60名の町民の皆様にご参加いただきました。参加者からは、「地域防災活動の意義を知る良い機会となった」、「防災活動には人と人とのつながりが大切であることが分かった」などの感想をいただきました。

7月11日に交通安全の普及・啓発を目的として、夏の交通安全県民運動開始式を中央公民館黄金ホールで行いました。与那原警察署管内の関係機関や南風原町交通安全母の会をはじめ、各団体の皆様にご参加いただき、交通安全の推進と意識の向上を図りました。

8月4日から14日の間、役場町民ホールにおいて原爆パネル展を開催し、原爆の悲惨さを伝えるとともに

恒久平和の大切さを発信しました。

町への一般寄附金として、7月24日に（株）大橋自動車販売様、田場士朗様、8月26日に南風原町商工会様より寄附をいただきました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。

次に選挙管理委員会関係について申し上げます。

7月20日に第27回参議院議員通常選挙が実施されました。有権者数3万1,562人に対し、選挙区での投票者数は1万8,886人、投票率59.84%で、前回より7.94ポイント増、比例代表では、投票者数1万18,882人、投票率59.83%で、前回より7.96ポイント増の結果となりました。

次に企画財政課関係について申し上げます。

6月20日から30日の間、男女共同参画週間の取組として、役場町民ホール、イオン南風原店の南風原ギャラリー他4か所でパネル展等を開催し、男女共同参画への意識啓発を図りました。

8月15日に「男女共同参画の視点から考える防災～誰ひとり取り残さない防災を目指して～」をテーマに講演会を開催しました。講師に社会福祉士・防災士の稲垣 暁氏をお招きし、性別や年齢、障がいによる災害時の課題や、配慮ある避難所運営の在り方について学びました。

企業版ふるさと納税として、株式会社濱設計様、株式会社オーディフ様より寄附がありました。本町の住みよいまちづくりに活用してまいります。

次に税務課関係について申し上げます。

6月24日に令和6年分の確定申告において、所得税確定申告書データの引継ぎに積極的に取り組んだ団体として、沖縄国税事務所より感謝状を受賞いたしました。e-Taxを活用し事務の効率化を図ることで税務行政の円滑な運営に貢献した点が評価されたものです。引き続き、申告者の利便性向上に取り組んでまいります。

次に住民環境課関係について申し上げます。

6月の環境月間に「明日から出来るエコアクション」と題してパネル展を開催しました。自分で取り組みたいことや、今後の意気込み等をひまわりの花カードに記入する参加型で、200余りのメッセージがあり、「なるべく歩く！」や「水筒を持ち歩く」などのご意見がありました。また、「戦後80周年の平和記念企画」として「ゴミ収集のうつりかわり」のパネル展も同時開催しました。

次に民生部子ども課関係について申し上げます。

8月末現在、物価高騰対応重点支援給付金は、令和6年度住民税非課税世帯への1世帯当たり3万円が

3,607世帯、1億821万円の給付。同じく住民税非課税の子育て世帯への1世帯当たり2万円の子ども加算給付は、572世帯、2,342万円の給付を行いました。また、所得税及び住民税において定額減税しきれない方等への本来給付すべき令和7年度不足額給付は、2,746人、8,959万円の給付を行いました。

次に民生部保健福祉課関係について申し上げます。

7月17日に障がい者の就労環境構築及び就労支援事業所のネットワーク構築のため、障がい者自立支援協議会専門部会に新たに就労部会を立ち上げ、第1回部会を開催しました。

7月30日に要介護施設従事者等向けの高齢者虐待防止研修会を黄金ホールで開催しました。約25の事業所が参加する中、経験談を交えながらの講話とグループワークを行いました。

8月27日に高齢者の方々が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためにと、「若々しさを保つ『シニア世代』の美と健康！」と題した住民公開講座を開催し、約100名の参加がありました。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。

7月10日に照屋地区土地区画整理事業の計画に伴う、都市計画法に基づく区域区分、用途地域の変更に係る住民説明会を開催し、都市計画原案の公告縦覧を7月17日から7月31日まで実施しました。

7月23日、8月27日に南風原南インターチェンジ周辺地区の津嘉山南エリアにて、土地利用転換に向けた地権者勉強会を開催しました。

次に都市整備課関係について申し上げます。

8月は道路ふれあい月間に当たり、町道の環境美化活動のボランティアを呼びかけた多くの事業所や町民の方々が参加し、道路清掃を行うことができました。

次に区画下水道課関係について申し上げます。

8月8日に「夏休み下水道体験学習」を開催しました。6組12名の親子の参加があり、下水道事業について楽しく学びました。今後も、下水道の普及と啓発活動に取り組んでまいります。

次に産業振興課関係について申し上げます。

重点支援交付金を活用した「物価高騰生活者支援事業（はえるん商品券）」は、7月1日より商品券の引換・利用を開始し、9月7日時点で引換率84.1%、換金率57.7%となっています。

また、地域女性活躍推進交付金を活用した「南風原町女性デジタル教育・就労支援事業」は、最終申込人数91名から20名を選定し、9月1日より講座を開始しております。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。

町への教育寄附金といたしまして、6月16日に南風原町建設コンサルタント会様、7月24日に株式会社大橋自動車販売様より寄附がありました。本町の教育の充実や図書購入に活用してまいります。

町体育協会では、8月30日、31日に開催された町陸上競技大会において、一般男子優勝山川体協、一般女子優勝兼城体協、壮年優勝兼城体協、総合優勝は兼城体協となりました。

その結果、夏季大会、秋季大会を合わせた町体育協会体育大会総合優勝は兼城体協となりました。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。

6月12日から7月15日まで文化センターにおいて、6月23日の慰霊の日に合わせた企画展「戦後80年今さら聞けない沖縄戦」を開催し、約1,750名が見学に訪れました。「子どもたちの問いに答える形での展示は大人にとってもわかりやすい」や「県民だから沖縄戦のことを知っている気になっていたけど、知っているようで知らないことがまだまだ沢山あることに気づいた。改めて学びたい」といった感想がありました。

8月18日から21日まで第31回子ども平和学習交流事業県外研修を実施しました。各小学校6年生8人が参加し、京都府や広島県で研修を行い、戦争と平和、人権などについて学習を行いました。

8月24日に中央公民館黄金ホールにおいて、第29回南風原うちな一ぐち大会を開催しました。小中学生9組13名、一般4組4名、合計17名が参加して意見発表を行い、島くとうばを通して伝統文化の理解を深め、継承につなげました。

7月16日より中央公民館において令和7年度公民館学級講座がスタートしました。「きもの着付け教室」や「親子簡単クッキング」講座など、令和8年1月まで多数の講座を予定しています。

以上を申し上げ、令和7年第3回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。

また、公共工事等に関する行政報告を別途送信しておりますので、後ほどお目通しください。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で町長の町政一般報告を終わります。

これから議案に入ります。

日程第5. 議案第40号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5. 議案第40号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す

る条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第40号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは議案第40号の資料でご説明したいと思いますので、ご準備のほどよろしくお願いたします。議案第40号南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について概要をご説明します。提案理由については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業の承認に係る規定を整備する等の改正となります。今回の改正は、第17条で現行の1日につき2時間を超えない範囲とする部分休業を第1号部分休業とし、正規の勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止しています。第17条の2及び第17条の4で新たに設けられた1年につき条例で定める範囲内とする部分休業を第2号部分休業とし、1年につき10日相当を超えない範囲内で、承認単位を1時間としています。第17条の3で職員がいずれの部分休業を請求するか任命権者に申し出る際の当該部分休業の請求期間を、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間としています。その他必要な規定の整備も行っています。この条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用となります。以上が議案第40号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第40号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第6. 議案第41号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6. 議案第41号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第41号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは資料をお願いいたします。議案第41号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について概要をご説明します。提案理由については、国家公務員の人事院規則の改正に準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に係る規定を加えるほか、所要の規定を整備する改正となります。今回の改正は、第16条の3第1項で職員が、当該職員又はその配偶者が妊娠、出産したこと等を申し出たときに、当該職員に対して、出生時両立支援制度等に関して知らせるとともに、出生時両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための措置を講じること等を任命権者に義務づけています。また、同条第2項で3歳に満たない子を養育する職員に対して、規則で定める期間内に、育児期両立支援制度等に関して知らせるとともに、育児期両立支援制度の請求等に係る当該職員の意向を確認するための措置を講じること等を任命権者に義務づけています。この条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用となります。以上が議案第41号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第41号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第42号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第7. 議案第42号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第42号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正す

る条例を別紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは議案第42号の資料をお願いいたします。議案第42号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について概要をご説明します。今回の主な改正理由は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に伴い、住登外者宛名番号管理機能を有するシステムを実装するための一部改正となります。当該機能は、町の住民基本台帳に記録されていない者を特定する固有の番号を付番し、個人番号の管理や他業務と連携するための機能であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に定める個人番号の独自利用を行う事務の処理に該当することから、当該機能を個人番号の独自利用事務として定めるための一部改正です。この条例は、公布の日から施行となります。以上が議案第42号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第42号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第8. 議案第43号 南風原町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8. 議案第43号 南風原町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第43号 南風原町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 南風原町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは概要資料をお願いいたします。議案第43号 南風原町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について概要をご説明します。本条例は、町民の利便性向上と行政運営の効率化

を目的として、書面により申請や届出等を行う必要がある行政手続きをオンラインでも行えるようにするためのものです。第1条では、町民の利便性を高め、行政運営の簡素化・効率化を実現することを掲げています。第3条では、従来の書面による申請を、インターネットを通じてオンラインで行えるようにすることを規定しています。この方法により、町民は自宅等からオンラインで手続を行うことができ、役所に足を運ぶ負担が軽減されます。また、オンライン申請を行った場合でも、その申請が書面で行った場合と同じ効力を持つことが保証されます。第4条では、処分通知や行政からの通知をインターネットを通じて行うことができるようにすることを規定しています。第5条及び第6条では、行政情報の縦覧や記録作成に関し、書面ではなく電子データを活用できるようにすることを規定しています。第8条では、申請時に必要な書類について、町の機関が直接情報を取得できる場合は、添付書類を省略することができることを規定しています。この条例は、公布の日からの施行となっております。以上が南風原町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の概要です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第43号 南風原町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第44号 南風原町ふるさとづくり基金条例及び南風原町ふるさと創生事業選定委員会設置条例を廃止する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9. 議案第44号 南風原町ふるさとづくり基金条例及び南風原町ふるさと創生事業選定委員会設置条例を廃止する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第44号 南風原町ふるさとづくり基金条例及び南風原町ふるさと創生事業選定委員会設置条例を廃止する条例 南風原町ふるさとづくり基金条例及び南風原町ふるさと創生事業選定委員会設置条例を廃止する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 資料をご準備ください。それではご説明いたします。議案第44号 南風原町ふるさとづくり基金条例及び南風原町ふるさと創生事業選定委員会設置条例を廃止する条例について概要をご説明します。今回、廃止を提案している条例は、ふるさとづくり基金の運用に関する条例及び、事業選定に係る関連条例です。ふるさとづくり基金は、国のふるさと創生事業の一環として地域振興を目的に平成元年3月に創設され、同年7月にふるさと創生事業選定委員会設置条例を制定し事業が開始されました。近年では、子ども平和学習交流事業や南風原町海外移住者子弟研修生交付金事業など、地域活性化に資する事業に活用してきました。しかし、令和6年度をもって基金を全て活用し、今後新たに活用する予定もないことから、関連する条例を廃止する提案を行うものです。以上が議案第44号の概要です。なお、直近5年間にふるさとづくり基金を活用した事業を下記のとおり示しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第44号 南風原町ふるさとづくり基金条例及び南風原町ふるさと創生事業選定委員会設置条例を廃止する条例につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第45号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第10. 議案第45号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第45号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは資料の準備をお願い

いたします。議案第45号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について概要をご説明します。今回の改正は、印鑑登録証を保有している住民が住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）又は個人番号カードを使用し、コンビニ複合機で印鑑登録証明書が取得できるようにするための改正となります。現行の規定では、印鑑登録証を保有している住民が住基カード又は個人番号カードを使用し、コンビニ複合機にて印鑑登録証明書を取得するためには印鑑登録証を返還しなければならないため、附則の規定を改正し印鑑登録証を返還せずにコンビニ複合機にて印鑑登録証明書を取得できるようにするものです。この条例は、公布の日から施行することとなっております。以上が議案第45号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第45号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第45号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第45号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、原案のとおり可決することに賛成する方は起立願ひします。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって、本案は可決することに決定しました。

日程第11. 議案第46号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第11. 議案第46号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第46号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例 南風原町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容等については、担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 提案理由といたしまして、災害その他非常の場合において、他の市町村の指定を受けた者に排水設備の工事を実施するように提案いたしております。それでは概要を説明いたします。今回の条例改正の内容としまして、災害その他の場合において町の指定工事店だけでは工事業者が不足した場合を想定し、他の市町村長が指定する工事指定店でも、町内の排水設備等の工事を可能にするための内容となっております。

それでは改め文を読み上げて説明しますので、別紙の新旧対照表をお願いします。第8条に次のただし書を加える。ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。附則 この条例は、公布の日から施行する。以上が議案第46号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第46号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第46号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第46号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決しま

す。本案について、原案のとおり可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって、本案は可決することに決定しました。

日程第12. 議案第47号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第12. 議案第47号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第47号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 提案理由です。南風原町下水道条例の改正に伴い、本条例との整合を図る必要があるため提案いたします。議案第47号の概要について説明します。今回の条例改正の趣旨は、議案第46号と同様であります。また改正前の条例第7条でのただし書の内容では解釈が広範であるため、下水道条例との整合性を図り、統一する内容となっております。

それでは改め文を読み上げて説明しますので、別紙の新旧対照表をお願いします。第7条第1項ただし書を次のように改める。ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。附則 この条例は、公布の日から施行する。以上が議案第47号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第47号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第47号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第47号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、原案のとおり可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって、本案は可決することに決定しました。

日程第13. 議案第48号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第3号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第13. 議案第48号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第48号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第3号) 令和7年度南風原町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは議案第48号の資料をお願いいたします。概要の説明の前に、このたび旧社協社会福祉センターにおける土地・建物の賃貸借料、金額157万2,000円及び光熱水費163万5,000円について、請求漏れによる未納が判明しております。これらの2件を今回の補正予算に計上しております。町民並びに関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深く反省しまして、心よりおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは概要のほうを説明させていただきます。議案第48号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第3号)について、概要を説明いたします。

まず、資料のほうをお願いします。2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の組替え及び前年度決算に

よる純繰越金の確定など補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ2億9,508万1,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は198億115万3,000円となります。

4ページをお願いいたします。第2表地方債補正について説明します。教育債の学校給食施設整備事業債は、学校給食共同調理場改修の実施設計に係るもので、限度額は610万円となります。なお、補正後の地方債限度額の合計は3億5,630万円になります。

次に、歳入について主な概要をご説明いたします。7ページをお願いいたします。9款1項1目。地方特例交付金135万4,000円の減は、県の決定通知によるものです。

次に8ページ、10款1項1目。地方交付税2億7,662万5,000円の増は、普通交付税交付額の決定によるものです。

9ページをお願いいたします。14款2項1目。民生費国庫補助金322万4,000円の増は、認可保育園及び児童クラブに対する国の補助単価等の改定に係る子ども・子育て支援交付金、交付率3分の1、制度改正に伴う児童手当システム改修に係る子ども子育て支援事業費補助金、補助率10分の10の計上です。3目。土木費国庫補助金100万円の増は、大規模盛土造成地経過観察マニュアルの作成に係る防災・安全交付金の計上です。6目。総務費国庫補助金2,003万1,000円の増は、物価高騰で影響を受けている65歳以上の高齢者の生活を支援するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上です。

次に10ページをお願いいたします。14款3項1目。民生費国庫委託金97万9,000円の増は、会計年度任用職員の1名増に伴う基礎年金等事務費交付金、交付率10分の10、制度改正に伴う国民年金システム改修に係る年金生活者支援給付金事務取扱交付金、交付率10分の10の計上です。

11ページをお願いします。15款2項2目。民生費県補助金418万9,000円の増は、9ページで説明しました子ども・子育て支援交付金の県補助金、補助率3分の1、認可保育園での医療的ケア児の受入に伴う保育対策総合支援事業費補助金、補助率4分の3の計上です。

12ページをお願いします。16款1項1目。財産貸付収入157万2,000円の増は、事業所へ貸付したことによる町有地土地及び建物の貸付収入（過年度分）の計上です。

13ページをお願いします。17款1項1目。一般寄附金80万円の増は、企業1者及び個人2名からの寄附金で、同額を財政調整基金積立金に計上しています。10目。教育費寄附金45万円の増は、企業2者からの寄附

金で、寄附金を活用した事業を歳出に計上しています。

14ページをお願いします。18款1項1目。財政調整基金繰入金3億1,958万1,000円の減は、今回補正の歳入歳出差額により基金に繰り戻すための計上です。

15ページをお願いします。18款2項1目。特別会計繰入金2,253万7,000円の増は、各特別会計の前年度決算による純繰越金を一般会計へ繰り入れるための計上です。

16ページをお願いします。19款1項1目。繰越金2億452万2,000円の増は、前年度繰越金2億5,452万2,000円から当初予算計上額5,000万円を差し引いた額となります。

17ページをお願いします。20款5項2目。過年度収入7,186万5,000円の増は、前年度の事業費確定による国・県の各交付金等の追加交付の計上です。7目。雑入212万2,000円の増は、兼平自治会の備品購入に係るコミュニティ活動促進事業助成金、助成率10分の10、12ページで説明しました建物貸付に係る事業所が使用した電気・水道使用料収入（過年度分）の計上です。

18ページ、21款。町債は、4ページの第2表地方債補正で説明したとおりです。

引き続き、歳出について主な概要を説明します。人事異動等に伴い各款項で組替えたことによる職員人件費、職員の産休・育休代替などの会計年度任用職員配置による人件費の計上及び各特別会計等で生じた過不足による繰出金については説明を省略します。

19ページをお願いします。2款1項5目。財政調整基金費1億2,806万2,000円の増は、歳入13ページで説明しました一般寄附金への積立て及び前年度純繰越額の2分の1を下らない額の純繰越分の計上となります。なお、補正後の基金残高は23億6,094万7,000円となります。7目。防犯対策費40万5,000円の増は、防犯灯設置及び修繕に係る各字への補助金の計上です。11目。諸費172万9,000円の増は、歳入17ページで説明しました兼平自治会の備品購入に係るコミュニティ活動促進事業補助金の計上及び兼本ハイツ集会所建設の費用が確定したことによる兼本ハイツ集会所建設事業補助金の計上です。

21ページをお願いします。3款1項2目。老人福祉費、10節。需用費から19節。扶助費2,641万円の増は、歳入9ページで説明しました物価高騰の影響を受けている65歳以上の高齢者への生活支援として、おこめ券を配布するための計上です。3目。心身障害者福祉費883万9,000円の増は、心身障害者福祉に係る国県負担金等の前年度実績による償還金の計上です。5目。国民年金事務費、12節23万1,000円の増は、歳入10ページ

で説明しました制度改正に伴う国民年金システム改修委託料の計上です。

次に23から24ページをお願いします。3款2項1目。児童福祉総務費、18節58万9,000円の増は、子どもの遊び場補修に係る各字への補助金の計上、22節1,568万5,000円の増は、児童福祉に係る国庫補助金等の前年度実績による償還金の計上です。2目。保育所運営事業、18節270万3,000円の増は、歳入9ページ及び11ページで説明しました国の補助金単価改定に伴う地域子育て支援拠点事業補助金及び一時預かり事業補助金、医療的ケア児の受入れに伴う医療的ケア児保育支援事業補助金の計上です。22節5,006万2,000円の増は、保育所運営事業に係る国庫負担金等の前年度実績による償還金の計上です。3目。児童厚生施設費、10節63万1,000円の増は、児童館全体の光熱水費の実績見込みによる計上です。18節801万8,000円の増は、歳入9ページ及び11ページで説明しました国の補助金単価等改定に伴う学童クラブ補助金の計上です。

25ページをお願いします。4款1項1目。保健衛生総務費、10節23万3,000円の増は、ちむぐくる館の高圧受電設備の機器取替に係る修繕料の計上、12節379万円の増は、ちむぐくる館の入退室管理機器の故障に伴い、新たにシステム導入するための入退室管理システム導入業務委託料の計上、22節35万4,000円の増は、保健衛生に係る県補助金等の前年度実績による償還金の計上です。2目。予防費778万8,000円の増は、国庫補助金の前年度実績による償還金の計上です。

28ページをお願いします。8款4項2目。公園費、10節485万円の増は、都市公園における遊具の点検結果に伴う修繕料の計上です。

29ページをお願いします。10款1項2目。事務局費、1節46万1,000円及び8節9万4,000円の増は、学校運営協議会の回数増に伴う学校運営協議会委員報酬、費用弁償の計上です。12節206万8,000円の増は、津嘉山幼稚園敷地内の高木伐採委託料及び公共施設予約管理システム導入に伴い、各小中学校の校舎と体育館の機械警備を切り分けするための機器設置に係る学校警備機器設置委託料の計上です。

30ページをお願いします。10款2項1目。学校管理費、10節192万9,000円の増は、小学校のトイレ及び天井扇風機等に係る修繕料の計上、12節91万5,000円の増は、南風原小学校体育館及び周辺の鳩対策に係る鳥害対策委託料の計上、14節183万6,000円の増は、北丘小学校プールへの侵入防止対策及び小学校校舎天井の漏水止水に係る小学校改修工事の計上です。

31ページをお願いします。10款3項1目。学校管理

費、10節195万円の増は、中学校の天井扇風機及び体育館ドア等に係る修繕料の計上、12節79万2,000円の増は、南風原中学校校舎の鳩対策に係る鳥害対策委託料の計上、14節162万円の増は、南星中学校の給水設備更新及び経年劣化による浄化槽蓋取替えに係る中学校改修工事の計上です。2目。教育振興費、18節76万1,000円の増は、南星中学校における各種大会選手等派遣補助金の実績見込みによる計上です。

32ページをお願いします。10款4項1目。幼稚園費、10節47万円の増は、歳入13ページで説明しました教育費寄附金を活用した各幼稚園の図書購入費及び南風原幼稚園の雨水管修繕料の計上、11節37万4,000円の増は、各幼稚園の通信運搬費の実績見込みによる計上、14節160万2,000円の増は、経年劣化による南風原幼稚園防犯カメラ更新に係る幼稚園施設整備工事の計上です。

33ページ、10款5項1目。社会教育総務費、18節130万1,000円の増は、県外等派遣補助金の実績見込みによる計上です。2目。公民館費28万7,000円の増は、トイレ照明及び屋外プラケット照明に係る修繕料の計上です。6目。図書館費9万円の増は、歳入13ページで説明しました教育費寄附金を活用した図書購入費の計上です。

34ページ、10款6項1目。保健体育総務費4万8,000円の増は、九州地区スポーツ推進委員研究大会沖縄大会の開催に伴う南部地区スポーツ推進委員協議会負担金の計上です。2目。共同調理場運営費、10節81万円の増は、配送用コンテナ及び消毒保管器等に係る修繕料の計上、12節680万3,000円の増は、4ページ第2表地方債補正で説明しました、学校給食共同調理場改修を行うための実施設計委託料の計上です。

以上が、議案第48号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 それではお願いします。1つ目が概要説明資料の12ページ、16款1項1目の町有地土地及び建物の貸付収入（過年度分）の計上とありますけれども、これは過去1年、それとも複数年数ですか。

続きまして19ページ、2款1項7目の各字への補助金の計上ですが、これによって各字の要望がどれくらい満たしているのか。100%満たしているのかどうか教えてください。

次に34ページ、10款6項2目の学校給食共同調理場の改修によって、建て替えまでの延長がどれくらい可

能になりそうなのかも、分かりましたらお願いします。
以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 12ページの16款1項1目の土地・建物貸付収入の過年度分について、この件に関しまして今回の旧社協の土地・建物の貸付料等の未収入金、こちらが生じたことに関しまして、改めておわび申し上げます。今後は同様な事態が生じないように、業務の進捗管理体制を見直し、適切に対応してまいります。大変すみませんでした。

今回の過年度分の収入につきましては、令和6年度の10か月分の計上となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。19ページ、2款1項7目。防犯対策費ですが、各字からの要望、こちらで100%を満たすことになります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 教育総務課に係る10款6項2目の学校給食共同調理場改修実施設計委託料につきましては、衛生管理に関する課題を解決するための事業となっておりますので、これにより施設の延命化を図るものではありません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第48号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第3号)につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩(午前11時03分)

再開(午前11時14分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

日程第14. 議案第49号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第14. 議案第49号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第49号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 令和7年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。内容については、担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 議案第49号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、概要を説明します。まず、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び令和6年度決算による繰越額の確定など補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ2,197万9,000円を追加し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は43億6,681万2,000円となります。

では、歳入について説明します。6ページをお開きください。10款1項1目。一般会計繰入金180万円の増は、人事異動に伴う計上です。

続いて7ページ、11款1項2目。その他の繰越金1,785万7,000円の増は、令和6年度決算に基づく前年度繰越金の計上です。

8ページです。12款4項7目。歳入欠陥補填収入232万3,000円の増は、今回の補正による歳入歳出の不足額を計上したことによるものです。

引き続き、歳出について説明します。9ページ、1款1項1目。一般管理費1,965万7,000円の増は、歳入6ページで説明した人事異動に伴う計上と、歳入7ページで説明した令和6年度決算確定による前年度繰越金を一般会計へ繰り出すための、27節。繰出金1,785万7,000円の計上です。

10ページ、9款1項3目。償還金232万2,000円の増は、沖縄県国民健康保険給付費等交付金の前年度実績による償還金の計上です。以上が議案第49号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第49号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第50号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第15. 議案第50号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。まず、提出者から提案理

由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第50号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 令和7年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。内容については、担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 それでは議案第50号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、概要を説明します。まず、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び令和6年度決算による繰越額の確定など補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、補正後の後期高齢者医療特別会計予算額は5億1,771万5,000円となります。

では、歳入について説明します。6ページをお開きください。3款1項1目。一般会計繰入金100万円の減は、人事異動に伴う計上です。

7ページ、4款1項1目。繰越金107万7,000円の増は、令和6年度決算に基づく前年度繰越金の計上です。

引き続き、歳出について説明します。8ページをお開きください。1款1項1目。一般管理費7万5,000円の増は、人事異動に伴う2節。給料から4節。共済費までの80万円の減及び前年度繰越金から広域連合への保険料未払分を差し引いた額を一般会計へ繰り出すための、27節。繰出金107万5,000円の計上によるものです。

9ページ、2款1項2目。後期高齢者医療広域連合納付金(過年度分)2,000円の増は、後期高齢者医療広域連合へ納付する過年度分保険料の計上です。以上が議案第50号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第50号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、総務民生常任委員会に付託します。

日程第16. 議案第51号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第16. 議案第51号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第51号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号) (総則)第1条 令和7年度南風原町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。内容については、担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 議案第51号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)について、概要を説明いたします。はじめに、1ページをお開きください。第2条 収益的収入及び支出の収入で補正額167万3,000円は、公共下水道施設において維持工事で対応した補填分の計上、職員の病気休暇に伴う会計任用職員の人件費等の増によるものです。第3条 資本的収入及び支出の収入で補正額70万円は、職員共済組合負担金の補正増によるものです。

13ページの事項別明細書をお開きください。収益的収入及び支出の収入1款1項2目。他会計負担金11万6,000円増は、先ほど1ページで説明しました公共下水道施設において維持工事で対応した補填分の計上、1款2項2目。他会計補助金は、職員の病気休暇に伴う会計任用職員の人件費等の増によるものです。

支出1款1項1目。管きよ費11万6,000円増は、公共下水道施設において、維持工事において予算流用等で対応した補填分の計上によるものです。1款1項4目。総係費155万7,000円増は、職員の病気休暇に伴う会計任用職員の人件費等の増によるものです。

14ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入1款3項1目。他会計補助金70万円増は、職員共済組合負担金の補正増によるものです。以上が議案第51号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは質疑をさせていただきます。今回の補正内容が流用による補正ということですが、どのような内容で流用したのか。また、事故とかそういったことによって被害とかが長引いたり、住民の皆さんに迷惑がかかるようなことはなかったのか。この辺りのご説明をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 区画下水道課長。

○区画下水道課長 中村太一君 ただいまのご質問にお答えします。工事の内容としましては、下水道事業のほうで管理しております大名地区にある兼城第6雨水幹線。雨水のほうを流す幹線のほうで、一部大雨の溢水によってアスファルトを浸食しておりましたので、その部分の修繕です。この浸食に伴う事故等はありません。緊急で対応した工事の内容になります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第51号 令和7年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第52号 令和7年度南風原町土地 画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第17. 議案第52号 令和7年度南風原町土地画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第52号 令和7年度南風原町土地画整理事業特別会計補正予算(第1号) 令和7年度南風原町の土地画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。内容については、担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 議案第52号 令和7年度南風原町土地画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、概要を説明します。初めに、2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、区画整理事業区域内の維持管理費において不足分の計上、地権者との調整による宅地造成設計委託費等の計上、前年度決算による純繰越額の確定により補正が生じたので、歳入歳出それぞれ2,045万8,000円を追加し、補正後の南風原町土地画整理事業特別会計予算額は5億1,711万7,000円となります。

4ページをお願いします。第2表繰越明渠費について説明します。2款1項. 津嘉山北区画整理事業1億5,550万4,000円は換地に関する調整に時間を要しており、工事発注箇所の変更に伴い、積算準備等に不測の時間が必要となり、年度内完了が困難になったことによるものです。工事の発注を10月頃予定しており、完

了時期は令和8年9月末を予定しております。

歳入について説明します。7ページをお願いします。5款1項1目1節. 一般会計繰入金265万2,000円は、区画整理事業区域内の維持管理費において不足分の計上です。5款1項1目2節. 土地画整理事業基金繰入金1,420万1,000円は、地権者との調整による宅地造成設計委託費等の計上です。

8ページをお願いします。6款1項1目1節. 繰越金360万5,000円増は、令和6年度決算による純繰越金です。

次に、歳出について説明します。9ページをお願いします。1款1項1目27節. 繰出金は、令和6年度決算による実質収支360万5,000円を一般会計への繰出しによるものです。

10ページをお願いします。2款1項1目. 事業費265万2,000円増は、区画整理事業区域内の維持管理費において不足分の計上によるものです。2款1項2目. 土地画整理事業基金整備事業費1,420万1,000円は、宅地造成設計委託費等によるものです。以上が議案第52号 令和7年度南風原町土地画整理事業特別会計補正予算(第1号)の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑ありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは質疑をさせていただきます。歳入にもありますが、歳出で質疑をしたいと思えます。10ページの維持管理費が不足した要因と宅地造成設計費用が新たに計上された要因について、教えていただければと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 区画下水道課長。

○区画下水道課長 中村太一君 お答えします。区画整理内の維持管理に関する費用で当初予算としては318万円ありましたが、今回行った作業内容としては、通常の除草作業、また突発的な路面標示とか、違法駐車等を抑える車両の進入防止柵等の設置工事を行ってまいりました。今回補正に上げている金額は、今後想定される作業内容を見越した額を計上しております。

2点目の宅地造成設計が必要になった理由については、今年度5月に地権者のほうから土地利用に関しての問合せがあったことから、早めに設計を行って整備のスケジュールに乗っけていく方法で、今回補正のほうに計上しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております

議案第52号 令和7年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第54号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第18. 議案第54号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第54号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）について。南風原町議会基本条例第13条の規定に基づき、南風原農業振興地域整備計画を変更（一部見直し）したく議会の議決を求めます。内容については、担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 議案第54号、南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）について概要を説明いたします。今回の変更（一部見直し）については、平成31年3月に策定した南風原農業振興地域整備計画について、照屋地区土地区画整理事業の実施に伴い、都市計画法に基づき市街化区域へ編入される見込みとなったことから一部見直しをする必要があるための提案となります。

3ページから4ページの農用地区域・地番表をご覧ください。今回の農用地区域の除外は、大字照屋、小字照屋原の6筆、小字前原の35筆、大字津嘉山、小字安平田原の8筆となり、赤線で見え消ししている地番となります。

5ページは農用地区域地籍図で一部見直し箇所を黄色及びオレンジ色で表示しております。今後のスケジュールとして、本議会可決後に県と協議し同意を得て、公告を行い運用されることとなります。以上が議案第54号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）についての概要となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは質疑をさせていただきます。まず、議案書の5ページのところで色がつけられて地図がありますけれども、この地図の中で少し分かりにくいのですが、色付きのもの西側、左側に多分国道507号バイパスがあると思いますが、そのバイパス沿いがこれで見ると1筆分というか、全部空いてい

るように見えるのですが、そこは既に市街化編入されているのかどうか。あと、南側のちょうど高速の入口に入る交差点部分、こちらが白く見えるのですが、こちらのほうはどうなるのか。また、併せて黄色い部分の東側についてはもう既に市街化地域に入っていて、住宅が建っているところだと見て取れるのですが、そういう理解でいいのか。この辺りの位置関係と国道507号の隣接との関係について教えてください。

次に、照屋区の区画整理の進捗自体が非常に気になるところで、当初は令和7年度から工事に入る予定だったと記憶していますし、これが遅れているというのは理解しているのですが、委員会付託ですので、照屋の区画整理は民間主導でやっていくという新たな手法なので、その他の今後の計画にも非常に影響するのかと思いますので、今の進捗状況と今後の見込みについて分かりやすく説明していただきたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 野原義幸君 ただいまの質疑にお答えします。まず、1点目の5ページ目の今回の農用地区域の西側、国道507号バイパスの1筆が白抜きになっているというところで、こちらは市街化区域ではなくて市街化調整区域になっているということです。南側のほうも同様に、市街化調整区域になっているということです。今回の黄色い農用地除外するところの東側は、おっしゃるように住宅が既に建ち並んでいるエリアになっていますが、現時点ではこちらも市街化調整区域になっているというのが現状でございます。今回の区画整理事業に伴って、バイパスの沿道から住宅側を含めて全体的に市街化区域への編入を目指しているという状況でございます。

続いて、照屋地区の進捗状況というところでございますが、現在組合側のほうで最終的な事業費の算出を行っているところでございます。その後、その事業費が固まり次第、地権者の方々の本同意の取得を組合側で行っていきと。現時点でのスケジュールとしては、来年6月に事業認可を取得する方向で、組合側のほうで進めているところでございます。以上となります。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 最初の説明で、まず白抜きの部分は市街化調整区域ということで、少なくとも農地が残ってしまっただけで連坦性が失われるということではないと理解してよろしいでしょうか。一体的な運用というか、市街化が促進されると理解したいと思いますが、それでいいのでしょうか。

照屋地区の組合施行の進捗ですけれども、当初事業の説明を受けたときに、完成までのスケジュールにつ

いても非常に短い、たしか6年とか7年とか、そういうスケジュールで完成すると。これがうまくいけばほかの南風原町内の地区でもそういう取組が期待できるというふうに私は理解しているのですが、そういうことも踏まえると、その着手までの日付も大事なのですが、終了までのスケジュール感とかそういうことも是非示していただきたいと思います。この辺は委員会を含めてどうやって示すのかも教えていただければと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 野原義幸君 ただいまの質疑にお答えします。まず、1点目の質疑については、既にバイパス沿いの調整区域になっているというところで、照屋仁士議員がおっしゃったような考え方で問題ないと考えております。続いて、大事な完了までの見込み時期というところですが、現時点では、先ほど答弁したように来年の6月に事業認可の目標で進めているというところですが、組合側のスケジュールとしては、早ければ来年ぐらいに着手できるところから着手していきたいと伺っているところでございますが、現時点で完成のめどというのはまだ示せていない状況でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 確認しますけれども、組合施工なので組合側からはめどは出てこないというのは理解できます。でも当初の説明では10年かからないと。おおよそ六、七年とか、そういう説明を受けたのですが、これが一気に見込みが分からない、もしかしたら10年かかる、20年かかるという話になると、ほかの地域の土地利用とかにも大きく影響が出ると思うんですね。その辺り、組合側というのは分かりますけれども、南風原町として南風原町内の土地の有効利用とかそういうことを考えたときに、こういう見込みは示してほしいと思うのですが、ちょっとやりにくい部分はあるかもしれないのですが、そういうことでいくと私たちの理解は大きく変わるんですね。この辺りについての見解についてもしっかり示してもらいたいと思いますが、この辺りはいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 野原義幸君 ただいまの質疑にお答えします。当初の計画から大分遅れが出ているというところがございます。その大きな理由としては、土地利用計画をつくった中で関係機関との協議ですね。沖縄県を含め農政関係とか、こういうところでの協議が1年半ぐらいかかってしまったということが大きな遅れの要因にもなっているかなというところではあります。

おっしゃるように完成時期はなかなか示すことができないというところではございますが、当然組合施工の中で権利者の方々からも早期の実現を求めているところはございますので、引き続き組合側と連携を図りながら、完成のめどが示せるように調整を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時47分）

再開（午前11時47分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 野原義幸君 ただいまの質疑にお答えします。あくまで予定としては、事業認可を受けてから5年をめどに事業を完成させたいと伺っているところではあります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第19. 陳情第10号 県産品の優先使用について（要請）

日程第20. 陳情第11号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第19. 陳情第10号 県産品の優先使用について（要請）及び日程第20. 陳情第11号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は、関連しますので一括議題とします。諸般の報告で説明したように陳情2件は、例年同様な趣旨でもって要請され、毎年採択しております。また、意見書採択の依頼もございません。したがって委員会付託を省略し、本会議で諮る旨話合いがまとまり、議会運営委員会で意見が一致しました。

お諮りします。陳情第10号及び陳情第11号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって陳情第10号及び陳情第11号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから陳情第10号及び陳情第11号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから陳情第10号 県産品の優先使用について(要請)を採決します。本件について、採択することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本件は、採択することに決定しました。

次に陳情第11号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)を採決します。本件について、採択することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本件は、採択することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会(午前11時50分)